

# 福岡県公報

平成24年10月19日  
第3439号

## 目次

### 告示(第1757号-第1787号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) ..... 2
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) ..... 2
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 2
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) ..... 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 9
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 9
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 9
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 9
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 12
- 海区漁業調整委員会**
- 加布里湾におけるえび類の採捕禁止 (漁業管理課) ..... 13
- 正誤**
- 道路の供用の開始(平成24年9月福岡県告示第1663号) 中正誤 ..... 13
- 平成24年度職業訓練指導員試験の実施(平成24年9月28日福岡県公報第3433号公告) 中正誤 ..... 13
- 目次(平成24年10月2日福岡県公報第3434号) 中正誤 ..... 13
- 指定居宅介護支援事業者の廃止(平成24年10月福岡県告示第1685号) 中正誤 ..... 13

## 告示

定期発行日 毎週火金曜日  
 【発行】〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 【作成】〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社 印刷 野久

**福岡県告示第1757号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代11月号	雑誌15277-11	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント11月号	雑誌05267-11	株式会社竹書房	

**福岡県告示第1758号**

次に掲げる病院は、平成24年7月28日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
社会保険筑豊病院	直方市山部765-1

**福岡県告示第1759号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
社会保険直方病院	直方市須崎町1-1	平成24年7月29日から 平成27年7月28日まで

**福岡県告示第1760号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した岡垣農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

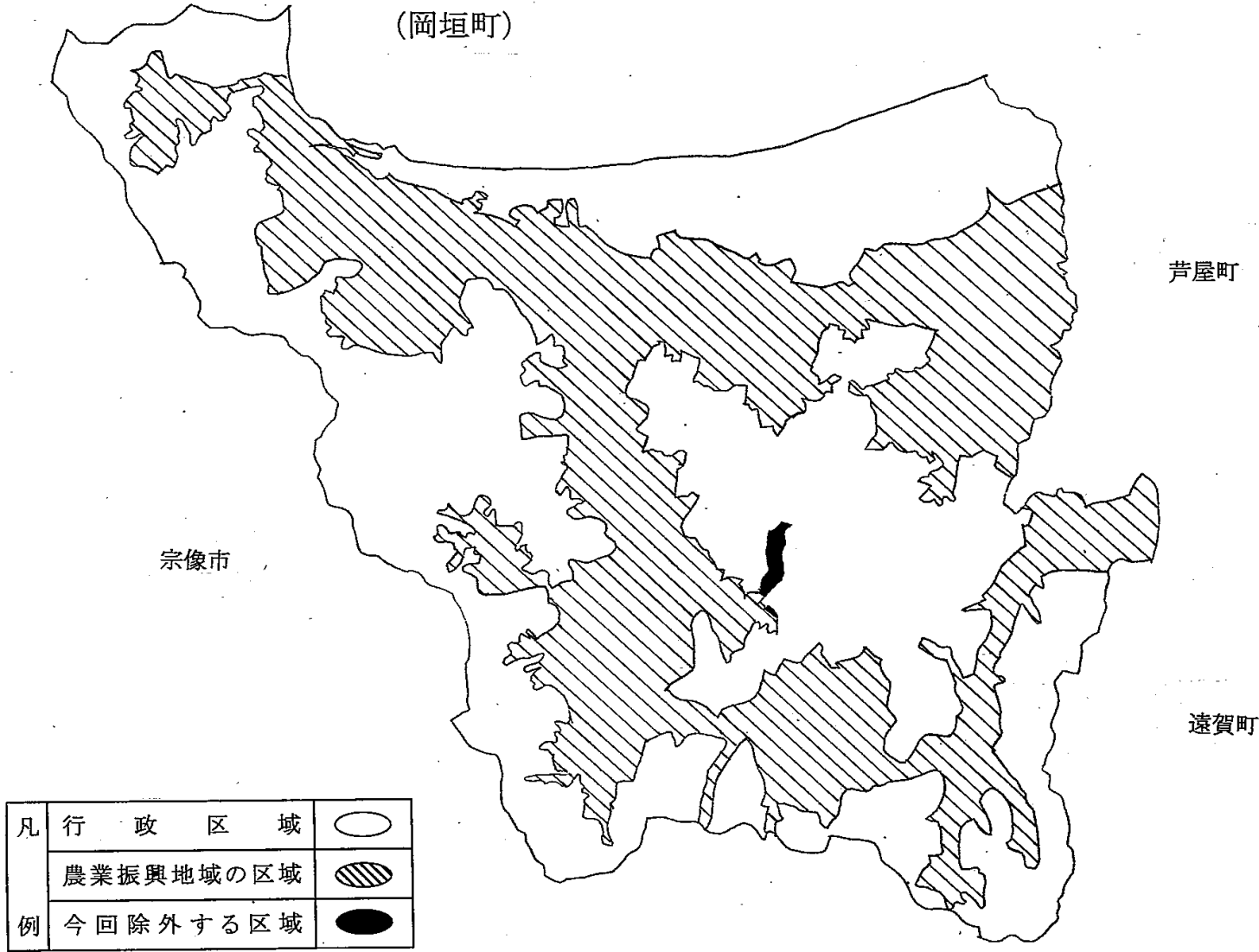
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名  
岡垣地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲  
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

### 岡垣農業振興地域の区域を表示した図面 (岡垣町)



宗像市

芦屋町

遠賀町



**福岡県告示第1761号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年10月3日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米（本館）

(2) 所在地 福岡県久留米市新合川一丁目39番地ほか

## 3 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
福岡県久留米市合川北土地区画整理区域内第一街区	福岡県久留米市新合川一丁目39番地ほか

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 広島県広島市南区京橋町2番22号 ほか89者	株式会社イズミ 広島県広島市南区京橋町2番22号 ほか82者

**福岡県告示第1762号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年10月3日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン久留米（別棟）

(2) 所在地 福岡県久留米市新合川一丁目2番地ほか

## 3 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
福岡県久留米市合川北土地区画整理区域内第二街区ほか	福岡県久留米市新合川一丁目2番地ほか

**福岡県告示第1763号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年10月3日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン久留米（本館）  
 (2) 所在地 福岡県久留米市新合川一丁目39番地ほか

### 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前10時 (ただし、年間30日に限り午前9時)	午前9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
第一駐車場	午前9時30分から 午前0時30分	午前8時30分から 午前0時30分
第二駐車場	午前9時30分から 午前0時30分	午前8時30分から 午前0時30分
地下駐車場	午前8時30分から 午後11時30分	午前8時30分から 午後11時30分
3階駐車場	午前8時30分から 午後11時30分	午前8時30分から 午後11時30分
屋上駐車場	午前8時30分から 午後11時30分	午前8時30分から 午後11時30分

※変更前の午前8時30分からの利用は年間30日のみ。その他は午前9時30分からの利用

### 福岡県告示第1764号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 長浜加入区

### 福岡県告示第1765号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 奥田三丁目
- 2 区域の所在地 北九州市門司区奥田三丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
北九州市門司区奥田三丁目	5977番11	1号
〃	5977番10	2号及び3号
〃	5977番17	4号
〃	5973番31	5号及び6号
〃	5973番101	7号
〃	5973番46	8号及び9号
〃	5973番47	10号
〃	5977番7	11号
〃	5977番5	12号及び13号

### 福岡県告示第1766号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宮若市宮田字鎌田641番65、641番66、645番3、645番4、664番1、664番3及び665番並びに字下川原714番1、714番3、716番3から716番7まで、719番2、727番5、727番15及び728番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、住所及び氏名  
大阪府八尾市高美町六丁目3番7号  
酒本商事 株式会社  
代表取締役 酒本 昌寿

**福岡県告示第1767号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人みやこ森の学校
  - (2) 代表者の氏名  
川上 哲治
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県京都郡みやこ町犀川本庄504番地3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、森林を守る活動、木工技術を伝承する活動を行い、森林の持つ多様な力を生かし、我々が生活するこの地域に豊かな森林文化の創造を図り、あたたかく活力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1768号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 嘉穂劇場
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 英昭
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市飯塚5番23号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、我が国の伝統的な文化を継承する劇場の活用をはかり、地域と結びついた演劇活動の活性化と育成をめざし、地域文化の形成に寄与するとともに、地域の人々と一体化した各種の文化活動の拠点として、講演、研究活動、参加型芸術活動、伝統芸能の伝承などをおして地域の活性化をはかることを目的とする。

**福岡県告示第1769号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 奥屋敷

## (2) 代表者の氏名

渡邊 文英

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3630番地の6

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で暮らす高齢者等の生活の自立を支える活動の実施及び介護施設の運営に関する事業を行い、地域に居住する全ての住民の社会福祉の相互理解を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1770号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成24年9月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 あがの

## (2) 代表者の氏名

原 真由美

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡赤村大字赤4530番地3

## (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、地域社会を取巻く情勢が大きく変動し、家族のライフスタイル、意識、そして生活する家、街の環境も年々変化する中で、地域活性化の推進を図る活動や雇用機会の拡充を支援する活動とともに、社会的弱者といわれる高齢者、障がい者等の生活の質を向上させ、生き生きとした地域生活をおくるため個々人のニーズや地域の特性に合わせた柔軟な小回りのきく行きとどいた福祉サービスを提供するため、訪問介護事業等を通じて社会的弱者の福祉の増進等を図ることを目的とする。

(変更後)

この法人は、地域社会を取巻く情勢が大きく変動し、家族のライフスタイル、意識、そして生活する家、街の環境も年々変化する中で、地域活性化の推進を図る活動や森林・林業等の環境整備を通じ雇用機会の拡充を支援する活動とともに、社会的弱者といわれる高齢者、障がい者等の生活の質を向上させ、生き生きとした地域生活をおくるため個々人のニーズや地域の特性に合わせた柔軟な小回りのきく行きとどいた福祉サービスを提供するため、訪問介護事業等を通じて社会的弱者の福祉の増進等を図ることを目的とする。

**福岡県告示第1771号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成24年9月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人くるめSTP

## (2) 代表者の氏名

向笠 章子

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市東町492番地 キーンズ久留米ステーションスクエア1101号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、ADHD等の発達障害の児童およびその家族に対して、教育・心理・医療等の関係機関が連携した包括的支援に関する事業を行い、その生活の質の向上ならびに発達障害についての理解、啓発に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1772号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人あいコスモス

(2) 代表者の氏名  
近藤 義子

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県筑後市大字北長田667番地1

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、社会福祉活動や生きがい対策推進に関する事業を行い、社会を明るくし、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1773号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市平等寺宇半田1212番1から1212番3まで、425番1、425番10、425番11及び425番13から425番32まで並びに宗像市泉ヶ丘一丁目325番10並びにこれらの区域内の水路である国有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、住所及び氏名  
宗像市泉ヶ丘二丁目344-66  
有限会社 ウッドヒル  
取締役 赤星 登志子

#### 福岡県告示第1774号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
遠賀郡岡垣町大字高倉字立田923の1・923の2・924・950・963・965の1・965の2・966（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山口2245（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度



次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1775号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女市矢部村矢部字所野3393、3394の1、3394の2、3402の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字所野3393・3394の1・3402の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1776号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条

の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
豊前市大字馬場1136の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1777号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊前市大字中村1117の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1778号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月16日農林水産省告示第1786号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1779号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年5月31日農林水産省告示第795号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1780号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	直 方 橋 線	前	行橋市大字延永969番地1先から 行橋市大字中津熊309番地13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			前	行橋市大字延永969番地1先から 行橋市大字吉国499番地1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0
			後	行橋市大字延永969番地1先から 行橋市大字中津熊309番地13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			後	行橋市大字延永969番地1先から 行橋市大字吉国499番地1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0
			後	行橋市大字延永969番地1先から 行橋市大字中津熊309番地13先まで	8.1 ～ 40.7	1,163.8
			後	行橋市大字延永969番地1先から 行橋市大字中津熊309番地13先まで	8.1 ～ 40.7	1,163.8

**福岡県告示第1781号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	直方橋線	行橋市大字延永1082番先から 行橋市大字上津熊42番3先まで

#### 福岡県告示第1782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡粕屋町大字大隈1224番1先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈147番1先まで	23.0 ～ 66.0	120.0
			後	糟屋郡粕屋町大字大隈1224番1先から 糟屋郡粕屋町大字上大隈147番1先まで	23.0 ～ 51.0	

#### 福岡県告示第1783号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市天神山一丁目55番1、55番2、217番1及び217番2
- 開発許可を受けた者の所在地、住所及び氏名  
春日市上白水七丁目132番地  
河鍋 良範

#### 福岡県告示第1784号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5番1から5番6まで、400番から406番まで、1592番1040及び1592番1041（第二工区）
- 開発許可を受けた者の所在地、住所及び氏名  
東京都千代田区外神田四丁目14-1  
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
代表取締役社長 三ツ村 正規

#### 福岡県告示第1785号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン宗像
- (2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
・歩行者の安全確保に十分配慮してください。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力  
・駐車場等死角ができないように防犯灯を設置する等、防犯対策を充分に行ってください。
- (5) 騒音の発生に係る事項  
・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮をお願いします。
- (6) 廃棄物に係る事項等  
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等  
意見なし
- (8) その他  
意見なし

**福岡県告示第1786号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年10月5日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ゆめタウン行橋
  - (2) 所在地 福岡県行橋市西宮市三丁目125番1ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか75者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか68者

**福岡県告示第1787号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年10月5日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ゆめタウン行橋
  - (2) 所在地 福岡県行橋市西宮市三丁目125番1ほか
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時30分	午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時00分～午後10時30分	午前8時30分～午後10時30分

**海区漁業調整委員会**

筑前海区漁業調整委員会指示第154号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭

和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成24年10月19日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下の瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。

2 禁止事項

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない

3 指示期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

**正 誤**

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・9・28	3433	告示	1663	6	○		10及び11		次の道路の供用を平成24年9月28日から開始する。	次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。
		公告		12		○	18		禁錮	禁錮
24・10・2	3434	目次		1		○	9、11及び13		平成23年度	平成22年度
		告示	1685	8		○	15	表中	廃止年月日	指定年月日